

国民年金からのお知らせ

保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除かれます）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額の納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。ただし、前述の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合には平成25年度は7月1日より申請受付が開始となりますので、忘れずに市役所困国保年金課または困住民課へ申請の手続きをしてください。



特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届け出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。

手続きに必要な書類（国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書・ハガキ様式）は、65歳になる誕生月の初め頃（1日生まれの人は前月の初め頃）に日本年金機構から郵送されますので、この書類に必要な事項を記入し、誕生月の末日（1日生まれの人は前月の末日）

までに日本年金機構へ提出してください。

手続きが完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらかじめ発行されませんので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

詳しくは、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書に同封されるリーフレットをご参照ください。

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者など）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額 \parallel 200円 \times 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入を希望する人は市役所困国保年金課または困住民課へお申出ください。

このページに関する問合せ

高崎年金事務所 お客様相談室 (023) 221-7753